

山形県環境審議会運営規則

制定 平成 7 年 3 月 6 日
最終改正 令和 5 年 5 月 29 日

(規則の適用)

第 1 条 山形県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、山形県環境審議会条例（平成 6 年 7 月県条例第 45 号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第 2 条 審議会の会議（部会の会議を含む。以下同じ。）の招集は、急を要する場合のほか、開催の日前 3 日までに議案を添え、日時及び場所を示して、委員、特別委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知して行う。

(欠席の届出)

第 3 条 委員等は、事故のため会議に出席できないときは、その旨を会長に届け出なければならない。

(代理出席)

第 4 条 水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）第 7 条第 1 項の規定による国の地方行政機関の長等から任命された特別委員は、あらかじめ会長に届出のうえ職務上の代理者に権限を委任することができる。

(部会)

第 5 条 審議会に次の部会を置く。

- (1) 環境計画管理部会
- (2) 温泉・水環境部会
- (3) 野生生物・自然環境部会

2 部会は、会長が指名する委員等で構成する。

3 部会長は、議事を円滑に進行させるため必要があると認めるときは、部会を構成する委員等のうち一部の者を指名して、予備的な調査審議を行わせることができる。

(部会の決議)

第 6 条 部会の決議をもって審議会の決議とすることができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 環境計画管理部会

- イ 山形県環境計画及び山形県循環型社会形成推進計画の策定及び変更に関すること
- ロ イに規定する計画の進捗管理に関すること
- ハ その他会長が適当と認めた事項

- (2) 温泉・水環境部会

- イ 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可に関すること
- ロ 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可の取消し及び公益上必要な措置命令に関すること
- ハ 温泉採取の制限命令に関すること
- ニ 国民保養温泉地の指定に関すること
- ホ 公共用水域水質測定計画及び地下水測定計画の策定に関すること
- ヘ 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定に関すること
- ト 生活環境の保全等に係る特定施設、特定建設作業、規制基準、特定区域等の定めに関する

こと

- チ 地下水採取適正化計画の策定及び変更に関すること
- リ 水資源保全総合計画の策定及び変更に関すること
- ヌ 水資源保全地域の指定、指定の解除及び区域の変更に関すること
- ル 水資源保全地域における土地取引及び開発行為の事前届出に係る指導、勧告に関すること
- ヲ その他会長が適当と認めた事項

(3) 野生生物・自然環境部会

- イ 生物多様性地域戦略の策定及び変更に関すること
- ロ 自然環境保全基本方針の策定及び変更に関すること
- ハ 自然環境保全地域及び里山環境保全地域の指定、変更及び廃止に関すること
- ニ 自然環境保全地域及び里山環境保全地域の保全計画の決定及び変更に関すること
- ホ 自然環境保全地域に関する生態系維持回復事業計画の決定、変更又は廃止に関すること
- ヘ 国定公園に関する公園計画及び県立自然公園に関する公園計画の決定、変更又は廃止に関すること
- ト 国定公園及び県立自然公園に関する生態系維持回復事業計画の決定、変更又は廃止に関すること
- チ 公園計画に基づく公園事業の決定、変更及び廃止に関すること
- リ 鳥獣保護管理事業計画の策定及び変更に関すること
- ヌ 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更に関すること
- ル 鳥獣保護管理事業計画に基づく鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に関すること
- ヲ 地方公共団体の設定する猟区の維持管理を委託することができる者の指定に関すること
- ワ 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限に関すること
- カ その他会長が適当と認めた事項

- 2 部会長は、部会の決議があったときは、その都度、決議報告書を会長に提出するとともに、次の総会でその要旨を報告するものとする。

(議事録)

第7条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長の指名した委員2名が署名する。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(公開・非公開)

第9条 会議の公開・非公開については、別に定める「山形県環境審議会の公開の取扱いについて」による。

(雑則)

第10条 この規則に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成7年3月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年3月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年5月29日から施行する。